

ヒトおよび動物を対象とする研究課題の審査要領

1. 目 的

本学において実施されるヒトおよび動物を直接あるいは間接の研究対象とする研究（以下、「特殊研究」という）が、ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会ヘルシンキ総会採択、1975年同東京総会修正）の主旨に沿って倫理的配慮のもとに行われることを目的として、その審査の要領を定める。

2. 審査委員会

- (1) 特殊研究に係る研究計画の審査は、学長の諮問機関である『ヒトおよび動物を対象とする研究課題に関する審査委員会』（以下、「審査委員会」）が行う。
- (2) 審査委員会の委員長および委員（若干名）は、本学の教育職員または学識経験者から学長が委嘱する。

3. 審査手続

- (1) 学長は、特殊研究を行おうとする教育職員から申請があった場合はすみやかに審査委員会に審査を諮問する。
- (2) 審査委員会の判定は次のいずれかによる。
 - ①承認（条件を付して承認することもできる）
 - ②不承認
 - ③該当せず
- (3) 学長は、審査委員会の判定に基づき取扱いを決定する。
- (4) 委員長は、必要と認めるときには審査委員会に申請者を招致し、あるいは学外の専門家を招いて意見を聞くことができる。

4. 研究の開始

審査結果が「承認」または「該当せず」の場合は研究を開始することができる。

5. 証 明

特殊研究にかかる論文等の発表に関して必要な倫理審査の証明は、審査会の議を経て学長が行う。

6. その他

その他細部事項については、学長が決定する。

以上

【審査手順】

- (1) 当年度、最初の申請があった時点で、委員委嘱の手続きをとる。
- (2) 研究推進委員会定例会において、申請者が委員会に出席し、審査申請書をもとに説明を行う。（審査要領、ヘルシンキ宣言資料も参考につける）
- (3) 委員会での審査結果を審査委員長名で学長に報告する。
- (4) 審査結果を学長名で申請者に報告する。